

年次大会ポスター発表紹介 優秀ポスター賞

「放射線業務従事者」管理と「証明書」

五十嵐 敏美^{*1}, 実吉 敬二^{*2}, 富田 悟^{*2}, 丹羽 和枝^{*2}

1. 学外の放射線施設のみ利用する人の管理 の現状

当大学では、毎年、250名前後の人が、学外にある放射線施設のみを利用しています。これらの人は、学内の放射線事業所で管理されていませんので、全学の放射線安全管理を行っている放射線総合センター（放射線事業所として登録していません）に“学外放射線施設利用者”として登録し、図のとおり、放射線障害防止法に定められた要件を揃えて、証明書を発行し、被ばく線量測定器を携行させて、学外の放射線事業所に送り出しています。証明書（承諾書）の発行数は、年間250～300件に及びます。

2. 証明書発行時の問題点

図で示すように、これらの対象者に対して、東京工業大学（東工大）では“放射線業務従事者証明書”の発行ができません。提出先の事業所が指定する様式が、“業務従事者認定証明書”“業務従事承諾書”のような名称、証明部署が“当機関において～”の場合、提出先の様式に「放射線業務従事者として登録しています」という文言があったとしても“貴事業所の予防規程講習を受講後、放射線業務従事者になることができる者として登録しています”と勝手ながら読替えさせていただいて発行しています。

ところが、“事業所許可番号”を記載し“当

事業所は～”という文言がある様式は、その都度、提出先の主任者にお願いをし、様式の文章を変更させていただいて証明書を作成しています。

卒業や転勤後の証明書発行においても、学外施設のみ利用する人に関しては、管理区域立入中の業務従事管理を行っていないため、教育受講記録・健康診断受診記録・被ばく線量測定結果のみ発行できますが“放射線業務従事者証明書”は発行できません。

3. 次のような証明書なら発行可能です

(1) “当機関所属の～”は、法令に定められた健康診断、被ばく線量測定及び利用する事業所の放射線障害予防規程を除いた教育訓練を受けていること、また、健康診断及び被ばく線量の記録に間違いがなく、その記録を保管していることを証明します。

(2) “貴研究所（又は、貴放射線事業所）において～（中略）～放射線業務に従事することを承諾します。”

前記のように法令の要件を満たしていることを証明する内容や利用を承諾する場合、問題なく証明書の発行が可能となります。

また、全国には、所属する大学や会社に放射線事業所がないため、外部の施設を利用しなければならぬ方が大勢いらっしゃいます。当

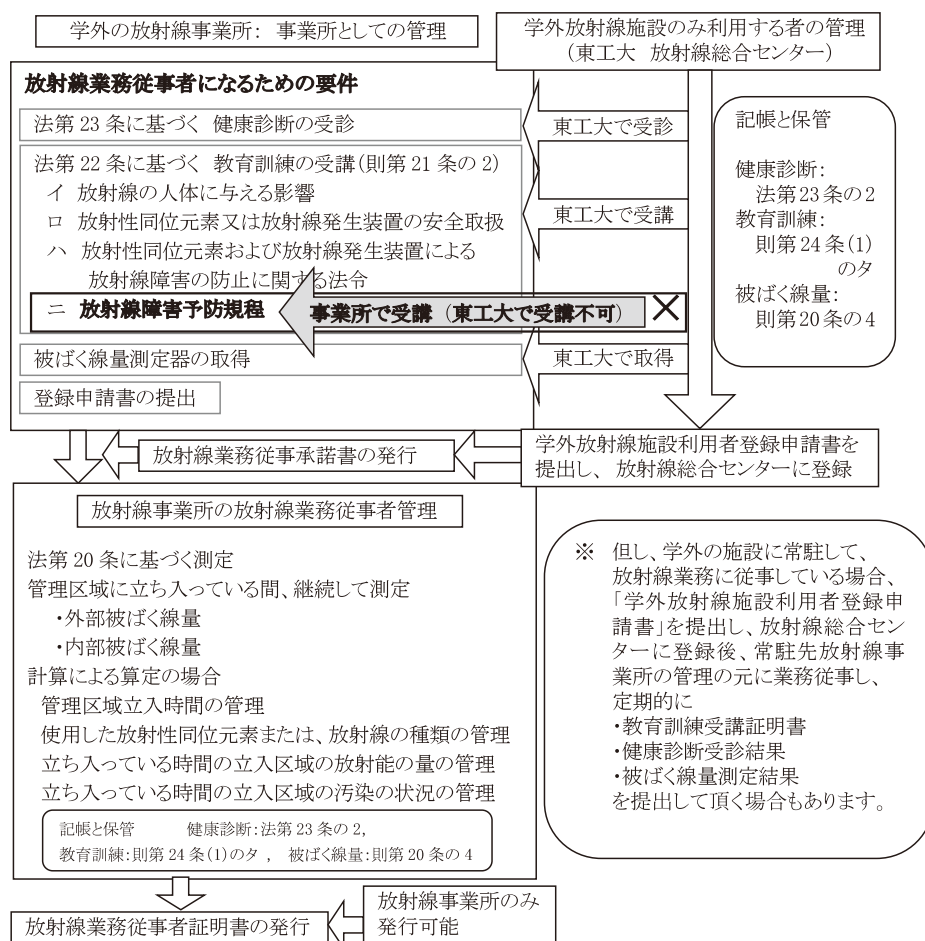


図 放射線業務従事者証明書の発行までの流れ

然、放射線取扱主任者がいない場合があると思われま。放射線取扱主任者以外のはかの管理者であっても証明できる様式であることが望ましいと思ひます。

4. 主任者の皆様へ

【担当者への正しい教育のお願い】

以下は、周りの管理者や事務担当者への教育が我々放射線取扱主任者の大切な業務であると認識させられた体験談・実話です。

・高エネルギー加速器研究機構 (KEK) のみ利用する人が、他大学へ転動したときのことです。教育訓練の証明書 (予防規程以外受講) を発行したところ、東工大で KEK を利用するための放射線障害予防規程講習を受講して来てくださいと事務担当者に言われたため、予防規程は、事業所ごとに決められていて実際に取扱いをする事業所で実施するものという説明をしても受け入れてもらえず、主任者と直接話をしたいと申し出たところ、条件が揃っていないけれ

主任者 コーナー

ば書類はここから先へは、一切進めることができないと回答され、主任者の方を紹介してもらえませんでした。

・新規者教育訓練の安全取扱の時間数は、講習のみで4時間以上なければならぬと主張されました。㌫ 法令では、全体で4時間以上です。講習と実習の時間区分はありません。事業所内の予防規程等で定めているのでしたら、書類を一旦、受理してから、教育訓練省略の可否又は、省略内容を、主任者が判断すべきではないでしょうか。

・“放射線業務従事者証明書”の発行ができないことを説明したところ、お金を出せば、業者が発行してくれますよと言われたそうです。㌫ 本当ですか？ 何のための証明ですか？

・“放射線業務従事者証明書”発行目的だけのために、とりあえず学内の放射線事業所に登録するという手段を用いてはという助言があります。㌫ 証明書は、従事者としての業務歴や経験値を示すものでなく、事務処理上の単なる紙切れになってしまいます。また、以前、当大学のある事業所の定期検査・定期確認のとき、放射線事業所がある部局に在籍する“学外の施設のみ利用者”も一緒に登録して管理していたところ、事業所を利用する人以外は登録せず、に、別管理にしてくださいと指導を受けたこと

があり、“放射線総合センター”を学外の放射線事業所のみ利用する人の登録機関として指定した経緯があります。

「放射線業務従事者」と「証明書」の正しい理解を周知徹底していただくために、放射線取扱主任者の皆様の協力を切にお願いいたします。

最後になりますが、このたびは、優秀ポスター賞というすばらしい賞をいただき、誠にありがとうございました。何よりも嬉しかったことは、ポスター会場にて、同じ悩みを持ち、苦慮していらっしゃる全国の放射線管理者の方と熱い意見交換ができたこと、その後、証明書の様式を主任者がいない場合の対応として変更してくださった事業所があったことです。

ただし、学外の放射線施設を利用する人の登録機関が整備されないまま、放射線取扱主任者免除を持った人の承諾が必要ない状況になると、法令に基づいた放射線管理の知識がない人の中で書類が進められ、完全な管理が行われなくなるのではないかと危惧も生じます。

今後も横の連携を深めながら、真の放射線管理を追求していきたいと思っておりますので、管理者の皆様、ご教授くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

(^{*1} 東京工業大学バイオ研究基盤支援総合センター、^{*2} 東京工業大学放射線総合センター)